市役所の代表電話番号は

市役所以外の相談窓口

◆福生市社会福祉協議会
(南田園2-13-1福祉センター内)
☎552・2121 FAX553・7532
ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。

◆東京都心身障害者福祉センター(新宿区戸山3-17-2)
☎03・3203・6141 FAX03・3203・6185　同多摩支所
(国立市富士見台2-1-1)
☎573・3311 FAX576・5295
身体障害者手帳や愛の手帳の診断・判定及び発行、補装具・更生医療の判定のほか障害者（児）の医療・教育・職業・生活などの総合的相談に応じています。(更生医療は本所のみ)

◆立川児童相談所
(立川市曙町3-10-9)
☎523・1321　FAX526・0150
18歳未満の児童に対する児童施設への入所措置、愛の手帳の判定などを行います。

障害者の日とは

昭和50年12月9日、国連での「障害者に対する権利宣言」採択を記念して、日本では、昭和56年の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」と定めました。この日は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人ひとりが考える日です。

日常生活支援・援助

◆補装具の交付・修理
対象身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方。

◆日常生活用具給付事業
主に重度（身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上）の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害の状況により給付。

◆人工こう門・人工ぼうこう用装具購入費助成事業

◆点字図書給付事業
購入費の一部を助成。

◆おむつ等助成事業
対象身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方（おおむね3歳以上65歳未満）。

◆寝具乾燥車派遣事業
重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣。

◆重度身体障害者等緊急通報システム・火災安全システム
18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者（2級以上）、特殊疾病患者（都の医療券をお持ちの方）の緊急時に消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム。

居宅生活支援費

心身障害者の居宅生活における、支援費制度のサービスは以下の4種類。各種サービスとも、事業者の選定及び契約は利用者が行う。

◆居宅介護
ホームヘルプサービスのことを指す。身体介護や家事援助など、日常生活の支援を受けることができる。
なお、従来の視覚障害者ガイドヘルプサービスもこれに含まれる。

◆デイサービス
デイサービスセンターなどに通って訓練・創作的活動等を行う。市内では、18歳以上65歳未満の身体障害者を対象とした通所によるデイサービスを、福祉センター内で提供している。

◆短期入所
ショートステイ。家庭において介護を受けることが一時的に困難な場合に、施設あるいは病院において介護を提供する。

◆地域生活援助
知的障害者に対するサービスで、グループホーム（生活寮）のこと。

施設訓練等支援費

◆身体障害者授護施設
身体障害者福祉法に基づき、必要な治療や訓練を行うための入所（通所）施設。
対象18歳以上で身体障害者手帳を所持している方。

◆知的障害者授護施設
知的障害者福祉法に基づき、必要な指導や訓練を受けるための入所（通所）施設。
対象18歳以上で愛の手帳を所持している方。

住宅費・交通費等の助成

◆住宅設備の改善給付事業
日常生活を容易にするため、浴室や便所、居室などの住宅内部を改善する事業。
対象原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が3級以上あるいは、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。

◆住宅家賃助成
身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度の方がいて、市内に引き続き3年以上住所を有し、民間アパートなどに居住する世帯に家賃の一部を助成。

◆自動車改造費用助成事業
18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方が、就労などのために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成。

◆心身障害者自動車運転教習助成事業
市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳3級以上（内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難）の方及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成。

◆心身障害者タクシー利用券給付事業
対象身体障害者手帳2級以上の方（内部、下肢、体幹機能障害は3級以上）や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方（ガソリン費用助成を受けている方は除く）。

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業
前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成（タクシー利用券を給付された方は除く）。

■このほかに
▽テレビ受信料の減免▽都営交通の割引▽民営バスの割引▽民営鉄道の割引▽航空運賃の割引▽有料道路通行料金の割引

◆指定収集袋(ごみ袋)の減免
対象身体障害者手帳（1級・2級）、愛の手帳（1度・2度）または精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付者で市民税が非課税世帯の方。

◆市営福生駅西口駐車場使用料免除
対象身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（二時間まで）。

◆自転車等駐車場定期使用料免除
対象身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

そのほか

◆声の「広報ふっさ」の郵送
秘書広報課広報係

◆声の「市議会だより」の郵送
議会事務局庶務係

◆外出困難な障害者のために図書の宅配
中央図書館☎553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談
教育委員会指導室及び教育相談☎551・7700

各種手当・助成金振込みのお知らせ

高齢者住宅家賃助成金、介護費用等助成金を、12月10日ごろに振り込みます。
問合せ介護福祉課高齢福祉係

特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、介護費用助成金、障害者住宅家賃助成金を12月15日ごろに振り込みます。
問合せ社会福祉課障害福祉係

児童扶養手当を12月9日ごろに振り込みます。
問合せ子育て支援課子育て支援係

社会福祉協議会

☎552・2121

①「身近な法律相談」(予約制)
日時12月19日(月)午後2時～4時 場所福祉センター相談室 対象高齢者・障害者やその家族など 定員先着3人

②「心の相談」(予約制)
日時12月22日(木)午後1時～2時30分 場所福祉センター相談室 対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など 定員先着2人※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

③「成年後見相談会」(予約制)
日時12月15日(木)午後1時30分～4時 場所福祉センター相談室 対象高齢者・障害者やその家族など 定員先着4人※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

申込み①②③とも12月5日から相談支援係へ。

老人大学「趣味のセミナー」“布ぞうり作り”

日時1月18日(水)・25日(水)午前10時～正午 場所福祉センター地下研修室 対象60歳以上の市民 定員先着10人 持ち物布1m50cm、ピンセット、はさみ、洗濯バサミ5個、30cm定規

申込み12月5日から施設事業課管理係へ。

受付時間は日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

歳末たすけあい運動にご協力ください!

歳末たすけあい運動は、毎年12月に共同募金運動の一環として行われています。市民の皆さん一人ひとりの温かいお気持ちと、募金のご協力をお願いいたします。
期間12月1日～12月28日

第7回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会の収益金を社協に寄贈

社会福祉協議会活動資金への寄与を目的として、去る10月21日に第7回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会が、立川国際カントリー倶楽部で開催されました。大会には207人の参加をいただきました。
実行委員・協賛団体・協賛者・大会参加者の方々、また福生ボランティア連絡協議会をはじめ、大会運営に暖かいご支援ご協力をいただいた方々に、心よりお礼申し上げます。収益金68万円は実行委員会より社会福祉協議会に全額寄贈していただきました。この寄付金は、地域福祉活動資金として有効に活用させていただきます。

12月9日は障害者の日・12月3日～9日は「障害者週間」です

みんなで支え合うまち　福生

問合せ社会福祉課障害福祉係

福生市の状況

17年4月現在、当市における障害者登録者数は、障害者手帳登録者1,683人、愛の手帳登録者200人、合計1,883人です。
市の人口の約3.1%で年々増加の傾向にあります。

心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳(右表参照)が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。くわしくは担当窓口へご相談ください。
問合せ社会福祉課障害福祉係FAX552・5150(直通)

福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度		申請先
身体障害者手帳（1級～6級）	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方	社会福祉課障害福祉係
愛の手帳（1度～4度）	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方	
精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）	精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方	

主な福祉施策

医療・手当等

◆更生医療
身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。
対象18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方。

◆心身障害者(児)医療費助成
身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。

◆心身障害者扶養年金
あらかじめ掛け金を納めると、障害者の保護者が死亡した場合などに年金を支給。

◆心身障害者福祉手当
対象身体障害者手帳1～4級の方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方（所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます）。

◆難病等医療費等の助成
対象①指定難病の方②都内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度(生活保護等)を受けていない方④医療費認定基準を満たした方(①②③④のいずれにも該当する方)

◆小児慢性疾患医療費助成
対象18歳未満で、小児慢性疾患対象疾患にり患している方。ただし、18歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20歳まで延長可能となります。

◆特別障害者手当
対象20歳以上で心身に著しい障害があり常時特別な介護が必要と認められた方。

◆障害児福祉手当
対象20歳未満で心身に著しい障害があり常時介護が必要と認められた方。

◆東京都重度心身障害者手当
対象重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方。

◆介護費用等助成事業
対象常時ねたきりの状態またはこれに準ずる状態が3か月以上継続している20歳以上の心身障害者を介護している方。入院している場合は、入院費用を負担している方。

◆特殊疾病患者福祉手当
対象東京都難病医療費受給者証を交付されている方等（心身障害者福祉手当を受給している方は除く）。

子育て支援課子育て支援係が窓口の手当等

◆児童育成手当(障害手当)
対象次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方。①身体障害者手帳おおむね1・2級程度②愛の手帳おおむね1～3度程度③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当
対象次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方。①身体障害者手帳おおむね1～3級程度②愛の手帳おおむね1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

◆育成医療
対象満18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等のある方で手術等により障害の改善が見込まれる方。

介護人等派遣について

◆重度脳性麻痺者介護人派遣事業
20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で野外活動することが困難な場合に派遣。

◆手話通訳奉仕員派遣事業
身体障害者手帳をお持ちの聴覚、言語障害の方が、家庭生活や社会生活を営むうえで支障がある場合に派遣。

◆原子爆弾被爆者援護
(居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等)
対象被爆者、被爆者の子。

精神障害者のための支援

◆通院医療費の公費負担
在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成(医療費の5%は自己負担となりますが、全額無料になる場合もあります)。
対象精神疾患を有し通院している方。

◆小児精神障害者入院医療費助成
入院治療に要する費用を助成。
対象精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方。

◆精神障害者ホームヘルプサービス
日常生活を営むのに支障のある方の家庭にホームヘルパーを派遣し、家庭等を支援する。
対象精神障害者保健福祉手帳を持つ市内在住の方。

◆精神障害者ショートステイサービス
介護者の病気等により在宅での介護が一時的に困難になった場合に精神障害者生活訓練施設にて必要なサービスを提供。
対象精神障害者保健福祉手帳を持つ市内在住の方。

市内の障害者のための施設

◆知的障害者更生施設
知的障害者の方が施設に入所され、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける福祉施設。支援費対象施設。

◆知的障害者グループホーム(生活寮)
現に就労等されている知的障害者の方達が、数人で世話人と生活する福祉施設。

◆精神障害者グループホーム
将来独立して生活できるよう、期限付で住まいを提供し、必要な助言・援助を行っている施設。

◆精神障害者小規模通所授産施設
回復途上にある精神障害者が、地域社会における自立を目指し、必要な訓練等を行う福祉施設。